

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500696号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500043号

## 第1 結論

平成元年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月から平成3年3月まで

請求期間当時、私は大学生で、実家のあるA市を離れてB市で単身生活をしていましたが、母親からは、A市内で私の国民年金の加入手続きを行い、大学卒業前2年間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。

請求期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母親がA市内で自身の国民年金の加入手続きを行い、大学卒業前2年間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、請求者の母親も同様の陳述をしている。

しかしながら、請求者は、保有する年金手帳における国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は「\*」(現在は、基礎年金番号に統合済み。)であり、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」欄の記載は平成3年4月1日である旨回答しているところ、当該国民年金番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によりB市において払い出されていることが確認できる上、当該日付はオンライン記録とも一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間当時大学生であったと主張する請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の任意加入の申出を行い、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料をD銀行やA市内の銀行

で納付していた旨陳述しているところ、D銀行における領収済通知書の調査が可能な期間は直近5年である上、金融機関名については具体的な陳述を得られず照会することができないことから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間当時、A市又はB市に住居登録をしていた旨陳述しているところ、A市及びB市は、当該期間当時の国民年金に係る資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500092号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500102号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年2月1日から昭和63年6月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。私の自主製作映画を見たA社のCセンターの所長から、映像制作者としてぜひ入社してほしいとお声がけをいただいた。後日、A社で行われた面接の時に、勤務条件として、正社員雇用、厚生年金保険への加入及び正確な残業代の支払いを提示されたため、私は当時、国家公務員であるD職であったが、退職することを決意し、同社に入社した。給料明細書において厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に正社員として勤務したと主張し、同社の社名が記載され、同社Cセンターの角印が押された給料明細書を提出している。

一方、厚生年金保険の被保険者期間について、記録の訂正が認められるためには、請求者が請求期間において、請求対象事業所に使用され、被保険者となる要件を満たしていたか否か判断することになる。

しかしながら、請求者の請求期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、B社(商業登記の記録によると、A社は昭和\*年にE社に商号変更後、平成\*年にF社に合併し、F社は平成\*年にB社に商号変更していることが確認できる。)は、E社からF社に転籍した社員の氏名が記載されている社員名簿のほか資料がないことから、請求者の勤務実態及び当該期間当時の社会保険の取扱いは不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者がA社のCセンターの所長であったと記憶する者は既に亡くなっているところ、請求期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会を行った結果、29人から回答を得たものの、請求者の同社における具体的な勤務状況について確認ができない上、唯一請求者を記憶する同僚は、個人の雇用契

約の内容については不明である旨、複数の元従業員は、請求期間当時、同社には正社員以外の者が働いていた旨、請求期間当時に総務部に所属していたとする複数の元従業員は、同社には、正社員のほかに専属契約、有期契約、作品契約、アルバイト等の雇用契約があった旨及び総務部に所属していたとする元従業員の一人は、請求期間当時、担当プロデューサーが直接雇用し、制作費から報酬を支払う契約があった旨をそれぞれ回答している。

さらに、B社は、請求者から提出された給料明細書について、請求期間当時、A社が請求者に交付していたものか否か不明である旨回答しており、上記照会において回答のあった一人から提出された請求期間の一部に係る「給与明細書」は、請求者から提出された給料明細書とは様式が異なっていることが確認できる上、複数の元従業員は、請求者から提出された給料明細書について、自身が受け取っていた明細書とは様式が異なる旨回答しており、そのうちの一人は、「A社Cセンター」の角印が押されていることから、請求者はA社の一部署である「Cセンター」との契約で働き、「Cセンター」の売上げから給料が支払われたと思われる旨回答している。

以上の事情を踏まえると、請求者とA社に使用関係があったと判断することができない。

また、請求期間当時、A社は、G健康保険組合に加入する厚生年金保険の適用事業所であったところ、同組合は請求者の加入記録はない旨回答しており、請求者から提出された給料明細書に記載されている健康保険料は、政府管掌健康保険（当時）における請求期間の保険料率に基づき計算された健康保険料と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、請求期間当時にH厚生年金基金に加入していたところ、同基金は既に解散していることから、企業年金連合会に照会したが請求者の移換記録はない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間において、A社に厚生年金保険の被保険者として勤務していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間においてA社における厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

なお、「A社Cセンター」について、同事業所の所在地を管轄する法務局に照会を行ったものの、該当する商業登記の記録は確認できず、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないほか、B社にA社の関連会社で請求期間当時に政府管掌健康保険に加入する厚生年金保険の適用事業所の有無について照会したが不明と回答している。また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査においても、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。